

令和 7 年 4 月 1 日
吉備中央町監査委員決定

令和 7 年度吉備中央町監査実施計画

吉備中央町監査基準第 7 条及び吉備中央町監査計画に基づき、監査、検査、審査の実施に関する計画を次のとおり定めるものとする。

1 監 査

(1) 定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

① 監査の対象

令和 7 年度一般会計、各特別会計、各事業会計（全課）

② 着眼点

- ア 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- ウ 契約の履行確認は確実に行われているか。
- エ 隨意契約による理由及び見積徴取は適正か。また、単独随意契約の合理性は明確になっているか。
- オ 契約書等関係書類及び帳簿は確実に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- カ 業務を委託することの妥当性について、必要性や内容は明確になっているか。
- キ 工事の設計、施工及び建物等の維持管理は適正に行われているか。
- ク 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- ケ 補助金額等は、関係規程又は合理的な基準に基づいているか。
- コ 調定書等関係書類は作成、整備されているか。
- サ 法令等によらない収入について、その根拠となる規程は定められているか。

③ 実施方法

対象課から事前に提出された監査資料により説明を求め、またその他関係書類と照合確認する。実施時期は毎年 2 月とする。

④ 報告書の提出及び公表

監査終了後、監査結果報告書を議会、町長、教育委員会等（以下「町長等」という。）に対して提出し、監査結果を公表する。

(2) 隨時監査（地方自治法第 199 条第 5 項）

必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施する。

(3) 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施する。

(4) 財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

① 監査の対象

補助金交付団体、出資団体及び公の施設の管理受託者で令和6年度を対象とする。

② 重点項目及び着眼点

財政援助団体等に支出している補助金、出資金及び委託料が適切に執行され、義務が履行されているかを重点項目とする。

また、次の項目を着眼点とする。

(補助金交付団体)

ア 補助金等の必要性、有効性、公平性、透明性は検証されているか。

イ 補助金等の決定は法令等に適合しているか。

ウ 事業計画書等と所管課へ提出した補助金の交付申請及び実績報告等は符合するか。

エ 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。

オ 補助対象外経費の基準は定められているか。

(出資団体)

カ 出資目的及び出資金額等は妥当か。

キ 出資目的に沿った事業運営が行われているか。

ク 経営成績及び財政状態は良好か。

(公の施設管理受託者)

ケ 関係法令の定めるところにより善良な管理者の注意をもって管理されているか。

コ 協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

サ 利用料金等の設定等は適正に行われているか。

③ 実施方法

担当所管課から説明を聴取し実施する。さらに監査委員が必要と認めた場合は、

財政援助団体等から説明を聴取する。

④ 報告書の提出及び公表

定期監査に準じて実施する。

2 検査

(1) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

① 検査の対象

会計管理者が保管する現金等

② 重点項目及び着眼点

会計管理者が保管する現金の在庫の確認及び出納関係諸表等の計数の正確性を検査するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを重点項目とする。

また、次の項目を着眼点とする。

ア 検査資料、諸帳簿の計数は正確か。

イ 検査資料の計数は諸帳簿の計数と一致しているか。

ウ 検査資料の計数は収支伝票の計数と一致しているか。

エ 検査資料の計数は現金・預金・有価証券（代用納付証券）保管状況一覧表の計数と一致しているか。

- オ 保管は最も確実かつ有利な方法により行っているか。
- カ 手持ち現金（釣銭及び小口支払金等）が支払いの見通しに比べて多過ぎることはないか。
- キ 会計年度所属区分に誤りはないか。
- ク 収入・支出の科目、根拠、金額に誤りはないか。

③ 実施方法

原則毎月 19 日に実施する。

④ 報告書の提出

検査終了後、検査結果報告書を議会及び町長に対して提出する。

3 審 査

(1) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項又は地方公営企業法第 30 条第 2 項）

① 審査の対象

令和 6 年度一般会計、特別会計及び公営企業会計

② 重点項目及び着眼点

決算書等の計数が根拠書類と一致しているか、また違法又は不当な収支はないかどうかを重点項目とする。

また、次の項目を着眼点とする。

ア 違法又は不当な調定及び調定漏れはないか。

イ 調定の時期及び手続は適正か。

ウ 収入方法、収入時期は適切か。

エ 収入未済額、不納欠損額及び滞納処分停止の事務処理は適切か。

オ 事務事業の進捗状況は妥当か。

カ 予算額に比して多額の不用額を生じているものはないか。

キ 予備費の支出又は流用増減額の理由及び手續は適正であるか。

ク 委託料、工事請負費等の支出時期及び額は適切か。また検査、検収は確実に行われているか。

ケ 補助金、交付金等の支出の必要性、有効性、時期及び額は妥当か。また、実績報告は確実に行われているか。

コ 繼続費、繰越明許、事故繰越し等の繰越理由及び手續は適正か。

サ 財産の管理は適正に行われているか。

③ 実施方法

提出された監査資料により説明を求め、またその他関係書類と照合確認する。実施時期は、7 月とする。

④ 審査意見書の提出

検査終了後、審査意見書を作成し、町長に提出する。

(2) 基金の運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

① 審査の対象

基金の令和 6 年度運用状況

② 重点項目及び着眼点

令和 6 年度の基金の運用が適正に執行されたかどうかを重点項目とする。
また、次の項目を着眼点とする。

- ア 基金運用状況から見て基金額は適切か。
- イ 基金は設置目的に従って、確実かつ効率的に運用されているか。
- ウ 違法、不当な運用はないか。
- エ 収支の計算誤りはないか。

③ 実施方法

決算審査に準じて実施する。

④ 審査意見書の提出

決算審査に準じて実施する。

(3) 財政健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項）

① 審査の対象

令和 6 年度一般会計及び特別会計における次の指標

- ア 実質赤字比率
- イ 連結実質赤字比率
- ウ 実質公債費比率
- エ 将来負担比率
- オ 資金不足比率

② 重点項目及び着眼点

令和 6 年度の一般会計及び特別会計の財政健全化各指標が正確に算定されたかどうかを重点項目とする。

また、次の項目を着眼点とする。

- ア 財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事実を記載した書類が適正に算定又は作成されているか。

- イ 関係諸帳簿と根拠書類の符合が適正に行われているか。

③ 実施方法

決算審査に準じて実施する。なお、実施時期は 8 月とする。

④ 審査意見書の提出

決算審査に準じて実施する。

4 その他の監査

次にあげる監査について町民、議会又は長からの請求等があった場合は、その都度、協議のうえ監査を実施する。

- (1) 住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第 75 条）
- (2) 議会の請求に基づく監査（地方自治法第 98 条第 2 項）
- (3) 請願の措置としての監査（地方自治法第 125 条）
- (4) 町長の要求に基づく監査（地方自治法第 199 条第 6 項）

- (5) 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第 242 条）
- (6) 町長の要求に基づく職員賠償責任に関する監査
(地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 3 項又は地方公営企業法第 34 条)

5 監査等実施時期

別表 令和 7 年度 監査等年間実施計画表のとおり